

# 構成員提出資料

## 目次

- 王寺 直子      構成員提出資料      . . . P. 1
- 奥山 千鶴子    構成員提出資料      . . . P. 4
- 菊地 加奈子    構成員提出資料      . . . P. 6
- 倉石 哲也      構成員提出資料      . . . P. 28
- 駒崎 弘樹      構成員提出資料      . . . P. 31
- 志賀口大輔     構成員提出資料      . . . P. 53
- 原田 樹        構成員提出資料      . . . P. 55
- 堀 科          構成員提出資料      . . . P. 56

令和5年10月16日

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた  
試行的事業実施の在り方に関する検討会

特定非営利活動法人  
全国認定こども園協会

## 意見書

この「こども誰でも通園制度（仮称）」が「こどもが権利の主体」として、保護者の就労要件を問わず、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化すること及びこどもの良質な成育環境を整備することを目的として推進されることに、強く賛同しております。その上で、「こども誰でも」が安心して「通園」できる制度運用となるよう以下記載いたします。

### 1. 本制度の趣旨について

この制度の第一義的な目的と意義は「保護者の就労要件を問わず、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化すること」、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備すると」であり、従前の法定13事業の一時預かり事業とは一線を画すものであることを改めて確認していただき、こどもが権利の主体であることを「まんなか」に据えた制度設計策定をおこなっていただきたい。

### 2. 事業実施者の指定について【論点（1）－①】

「こどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人」が受け入れ対象となるとすれば、今回の事業は「0～2歳児に継続的な保育を提供している事業者」が実施者となるべきであると考えます。今回、0～2歳児に継続的な保育を提供していない事業者に対してもこの事業の実施を認めるのであれば、事業実施希望者である法人及び施設側がまず0～2歳児を継続的に受け入れるための研修を受講し修了することで事業実施資格を得る形とするべきである。その上で「専門的な理解を持つ人」を乳幼児の教育保育の専門的知識と経験を有している者と理解していただき、経験を有しない職員については一定の経験年数に加え、新たに「0～2歳児の発達と保育」及び「子育て支援」に対する修了要件を課した研修会を受講修了することでこの職に従事すべきであると考えます。

### 3. こどもの利用時間について【論点（2）－①】

こどもの発達と育ち、保育者と保護者・養育者との信頼関係及び保育者とこどもとの信頼関係・愛着形成を鑑みると「月10時間」では到底足りず、「週10時間」程度の継続的な

時間が必要であると考える。

#### 4. 要支援家庭への対応などについて【論点（4）その他①】

事業実施者と家庭・保護者との積極的な連携は当然に必要なことであるが、事業実施者と保健センターなどの全戸訪問を実施している部署などとの連携も必要不可欠である。またこどもの予防接種の状況や発達に関わることなど双方で情報を共有することできめ細やかな配慮を行うことができるのではないか。縦割りの壁を打破し、こどもとその保護者・養育者に適切な対応ができるよう、行政側も対応を変革しなければ実現できない課題であると考える。

#### 5. 地域の実情を踏まえた事業実施について【論点（4）その他②】

この「通園制度」を実施した場合、1,718自治体において個別にどれだけの供給量が提供できるのか、その需給バランスはどのようになると想定しているのか、すでに調査済みであればその情報をこの検討会にお示しいただきたい。

#### 6. こども誰でも通園制度に係るシステムの構築について【論点（4）その他③】

システム構築が実施されることは大変歓迎する。しかし、単体でのシステム構築とならず、例えば、デジタル庁で進められている就労証明書のオンラインシステムなどと併せて将来を見据えた包括的に使用できるシステム構築されることを望む。

#### 7. 本制度実施に係る施設改修工事などについて【その他】

本制度実施にあたり、新たな土地・建物の取得や施設整備を実施する場合には相応の施設整備助成金を交付することをご検討いただきたい。

#### 8. 現行の一時預かり事業と「こども誰でも通園制度（仮称）」の関連について【別紙1】

1) 現時点で1,269自治体で一時預かり事業が実施されているが、449自治体では実施されていない。「通園制度を時間数を越えた預かりは一時預かり事業で対応」とした場合、449自治体ではどのような対応を想定しているのか。

また、自治体が実施している場合でも「現行の一時預かり事業」を事業実施していない事業者は「通園制度」を実施する場合、「現行の一時預かり事業」も実施することになるのか。

2) 保護者目線で考えた場合、現行の一時預かり事業において「私的利用」が認められている中、保護者にとっては「通園制度」との差はないのではないか。

併せて、利用料を「現行の一時預かり事業」と同水準とし、「通園制度」が開始された以降も従前どおり「現行の一時預かり事業」が実施される場合、月10時間の縛りを

もつ「通園制度」への移行が行われるのかなど、「現行の一時預かり事業」との根本的な整理が必要ではないか。

- 3) 「通園制度」をしっかりと根付かせるためには、未就園児においては給付制度である「通園制度」が第1次的な利用母体となり、その上で法定13事業である「一時預かり事業（養育困難・負担軽減）」となるような仕組みへの転換が必要ではないか。
- 4) 「現行の一時預かり事業」と「通園制度」のこどもを同時に保育する場合、職員について「現行の一時預かり事業」と「通園制度」で重複が可能となり、給付単価などに影響はないか。
- 5) 現時点で「現行の一時預かり事業」が供給不足となっている地域においては「通園制度」をどのように実施することを想定していくのか。

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する  
検討会（第2回）への意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会  
認定 NPO 法人びーのびーの  
理事長 奥山千鶴子

### 1. 未就園という表現について

0～2歳児の約6割を占める就園していないこどもについて、その家庭の状況は様々であり、就園していないこと自体を問題視するような情報発信や対応とならないよう、「未就園児」ではなく「就園前児童」「就園前のこども」等の表現でお願いします。「未就学児童」と「就学前児童」では、ニュアンスが異なるのと同様です。

### 2. 事業実施者の指定について

改めて、実績があり条件を満たす事業者が排除されない仕組みとなるよう是非お願いします。行政の一時預かりの申請に手間がかかり申請条件等で利用しにくいと、NPO等が行っている自主事業の一時預かりを活用しているといった声も聞こえてきます。多様な選択肢が増えるよう、地域の実績ある事業者を排除せず有効に活用してミスマッチを無くしていく必要があります。

### 3. こども誰でも通園制度の意義

保護者にとっては、必要な時に保育者という第三者の手を借りることが保障されている安心感、こども（我が子）の理解者が増えるといった観点からも意義があると考えます。また、地域の事業者が担うことで、地域への愛着や、支えられる側から支える側への循環が図られる等、ソーシャルキャピタルの構築にも寄与するものだと考えます。

### 4. こども誰でも通園制度と一時預かり事業の整理

こども誰でも通園制度が生後6か月からの利用となった場合、一時預かり事業がいわゆる「上乗せ・横出し」に対応可能な事業として整理するとしたら、同様に少なくとも生後6か月には一時預かり事業も利用できる必要があります。現状の一時預かり事業では、生後57日から利用可能な自治体がある一方で、生後1年からしか利用できない自治体等あり、かなりばらつきがあります。0歳児の受け入れ促進のためには職員配置の見直しも含めて、十分な予算措置が必要です。こども誰でも通園制度と一時預かり事業の一体的な整理・推進を丁寧をお願いします。

### 5. こども誰でも通園制度や一時預かり事業に特化した施設の整備促進について

特に、都市部においては就労家庭の保育ニーズが高く、保育所等において就労要件を満たさない家庭の定期利用や自由利用を量的に拡充するには一定期間が必要と考えられることから、定期利用や自由利用に特化した施設の整備促進も視野に入れる必要があると考えます。

例えば、横浜市が実施している「乳幼児一時預かり事業」は、以下のような仕組みとなっており、保育所等の一時保育を上回る実績をあげています。また、保育者についても、このような定期預かりや一時預かりの専門性が向上する効果が予測されます。是非、専用施設の設置促進を図るため、体制確保のための補助の拡充や家賃補助等の創設もご検討いただければと思います。

【横浜市乳幼児一時預かり事業の概要】

・事業の概要

乳幼児一時預かり事業は、理由を問わずに利用できるものであり、子育て中の養育者が、少しの間子どもと離れてリフレッシュしたり、用事を済ませたりできる機会を提供することにより、子育てに伴う身体的・精神的負担感の軽減を図ることを目的としている。また、短時間の就労を希望している養育者の保育ニーズに対応することにより、保育所への入所申込を分散するなど、待機児童の解消も目的としている。

・実施か所数 36 か所（8 時間実施型 21 か所、11 時間実施型 15 か所） \* 令和 5 年 4 月 1 日現在

・実施内容 単独型として実施

開設時間：月曜日～金曜日

8 時間実施施設：10 時～15 時を含む連続した 8 時間

11 時間実施施設：7 時 30 分から 8 時 30 分に開始して連続した 11 時間

利用料金：1 時間 300 円以内（対象世帯によって減免あり） 定員：6～18 人

対象：横浜市の居住する生後 57 日～小学校入学前のお子様 利用限度：月に 120 時間

・定期利用・一時利用割合と平均利用時間

定期利用：約 2 割（約 7 時間） 一時利用：約 8 割（約 5.6 時間）

・利用の流れ 一時預かり WEB 予約システムで面談申し込みを行い、施設と電話で日程調整の上、施設に来所・面談する必要があります。

・予約 「一時預かり WEB 予約システム」で検索と予約が可能

・令和 5 年度変更点 【0 歳児加算の新設】

生後 57 日～6 か月未満：1,500 円/時間（1:1 相当） 6 か月以上～0 歳児：750 円/時間（2:1 相当）

\* 参考 R 5 年予算 852,593 千円（一般財源 524,122 千円）

R 4 年予算 516,956 千円（一般財源 264,918 千円）

横浜市事業名	国の事業名	令和 4 年度実績 (延利用者数)	実施か所数	対象者	備考
保育所 (一時保育)	一時預かり 事業 (一般型)	87,761	約 530 か所 (実績有 428)	保育所等に 在籍してい ない就学前 児童対象	
横浜保育室 (一時保育)	一時預かり 事業 (一般型)	224	17 か所	同上	
<b>乳幼児一時預 かり事業</b>	一時預かり 事業 (一般型)	<b>88,916</b>	36 か所	同上	<b>家賃補助等をつ けて民間施設 (認可外保育施設) での実施を可能と している</b>
	合計	<b>176,901</b>			<b>0,1,2 歳就園前 児童数で割る と年間 3.9 日</b>

# こども誰でも通園制度実施における 保育の職場環境提言

2023年10月16日

社会保険労務士法人ワーク・イノベーション代表  
菊地加奈子

## 論点（1）こども誰でも通園制度（仮称）の制度について③

○ 現行の各制度と比較すると、以下のような意義があるのではないか。

- ① 現行の教育・保育給付では、利用できる者が、就労等の保育の必要性がある者に限定されており、専業主婦（夫）家庭等も含めた未就園児のいるすべての家庭に対する支援には限界がある中、こども誰でも通園制度では就労要件を問わず誰もが利用できる。
- ② 現在の一時預かりは事業である一方で、こども誰でも通園制度は①給付制度とすることで一定の権利性が生じること、②全国どの自治体でも共通で実施することで、制度利用のアクセスを向上させる意義がある。
- ③ 一時預かり事業では、利用者が事業者へ直接利用を申し込むことが基本であるが、こども誰でも通園制度では、認定の申請をする人とならない人や、認定を受けた上でどの程度利用しているかを自治体が把握することができ、支援が必要な家庭の把握などにつなげていくことができる。

○ 職員にとってみると、以下のようなことが考えられるのではないか。

- ① こどもの日々の体調、好きな遊びなど、こども一人一人の特性・特徴を時間をかけて把握して関わっていくこと、通常の保育と比べると少ない時間で理解することや、こどもの育ちを連続的に捉えることに難しさがある一方で、これまでかかわることの少なかったこどもや家庭とかかわることで、専門性をより地域に広く発揮できるのではないか。
- ② 保育所等では普段関わることの少ない、在宅で子育てをする保護者とも関わっていくことができ、その保護者に対して家庭だけでは気づかないことを伝えたり、育児負担や孤立感・不安感の解消につなげていくなど、在宅で子育てをする保護者に対しても専門性を発揮できるのではないか。
- ③ こども毎に在園時間が異なることを踏まえ、現場の実情に応じた職員体制等のマネジメント、リスク管理、従事者間の情報共有が適切になされることが重要ではないか。



社会保険労務士の立場から「保育の労働環境」に着目し、3つの提言をします。

一般の保育園との違いを踏まえ、

## 提言①

保育士の心的負荷の客観的把握を強化してください。

## 提言②

子育て支援について、専門家連携を強化してください。

## 提言③

保育士としてのキャリアパスの一つとして位置づけてください。

# ①保育士の心的負荷把握の重要性

感情分析ソリューションサービスを用いた  
ストレス把握実証実験より

# 既存のストレスチェック制度との違い

(労働安全衛生法)

労働者数50人以上の事業場(施設単位)は、常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を実施することが事業者の義務。

(年1回程度)

⇒メンタル不調の予防が目的

• (第1回資料より)

こども毎に在園時間が異なることを踏まえ、現場の実情に応じた職員体制等のマネジメント、リスク管理、従事者間の情報共有が適切になされることが重要ではないか。

• 感情労働と呼ばれる保育士の仕事に関しては、メンタル不調の予兆を把握するだけでなく、よりポジティブに詳細に心的負荷を把握する必要があるのでは？

## 国が推奨する 57 項目の質問票 (職業性ストレス簡易調査票)

<b>A</b> あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。 1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない 2. 時間内に仕事が処理しきれない 3. 一生懸命働かなければならない 4. かなり注意を集中する必要がある 5. 高度の知識や技術が必要なむずかしい仕事だ 6. 勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない 7. からだを大変よく使う仕事だ 8. 自分のペースで仕事ができる 9. 自分で仕事の順番・やり方を決めることができる 10. 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる 11. 自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない 12. 私の部署内で意見のくい違いがある 13. 私の部署と他の部署とはうまく合わない 14. 私の職場の雰囲気は友好的である 15. 私の職場の作業環境(騒音、照明、温度、換気など)はよくない 16. 仕事の内容は自分にある 17. 働きがいのある仕事だ	13. ゆううつだ 14. 何をしても面倒だ 15. 物事に集中できない 16. 気分が晴れない 17. 仕事が手につかない 18. 悲しいと感じる 19. めまいがする 20. 体のふしぶしが痛む 21. 頭が重かったり頭痛がする	22. 首筋や肩がこる 23. 腰が痛い 24. 目が疲れる 25. 動悸や息切れがする 26. 胃腸の具合が悪い 27. 食欲がない 28. 便秘や下痢をする 29. よく眠れない
<b>B</b> 最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。 1. 活気がわいてくる 2. 元気がいっぱいだ 3. 生き生きする 4. 怒りを感じる 5. 内心腹立たしい 6. イライラしている	7. ひどく疲れた 8. へとへとだ 9. だるい 10. 気がはりつめている 11. 不安だ 12. 落着かない	<b>C</b> あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。 次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？ 1. 上司 2. 職場の同僚 3. 配偶者、家族、友人等 あなたが困った時、次の人たちはどのくらい頼りになりますか？ 4. 上司 5. 職場の同僚 6. 配偶者、家族、友人等 あなたの個人的な問題を相談したら、次の人たちはどのくらい聞いてくれますか？ 7. 上司 8. 職場の同僚 9. 配偶者、家族、友人等
<b>D</b> 満足度について 1. 仕事に満足だ 2. 家庭生活に満足だ		
【回答法(4段階)】 A そうだ/まあそうだ/ややちがう/ちがう B ほとんどなかった/ときどきあった/しばしばあった/ほとんどいつもあった C 非常に/かなり/多少/全くない D 満足/まあ満足/やや不満足/不満足		
※ストレスチェック指針(平成27年4月15日)より		

「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」資料

# 保育士の働き方改革に向けた取組み

## - Step0:感情分析による現状の見える化 -

2023年10月



# 実証実験の概要:

## ◆ 目的:

「保育の質」向上を目指し、先ずは、多忙極まる保育士の日常業務における感情をIT、デジタル技術を活用して客観的に見える化(デジタル化)することで、個々の保育士の“感情(気持ち)”の負荷状況を把握し、効率的な業務改善、意識向上による働き方改革の実現へ繋げる。

## ◆ 実施内容:









- 期間:2023年2月15日~3月15日(各園で2週間実施)
- 対象:フェアリーランド4園に勤務する保育者24名(各園:保育士5名+園長1名)
  - 一時預かり保育(1園)、一般保育園(3園)
- 利用サービス:IT企業の「感情分析ソリューション」サービスを活用(※パートナー共創)
  - 保育者は、スマートウォッチを装着して業務。取得したデータから感情を分析して、見える化
  - 保育者の実際の活動と感情の分析結果を照合し、状況を確認の上、課題について対処を検討

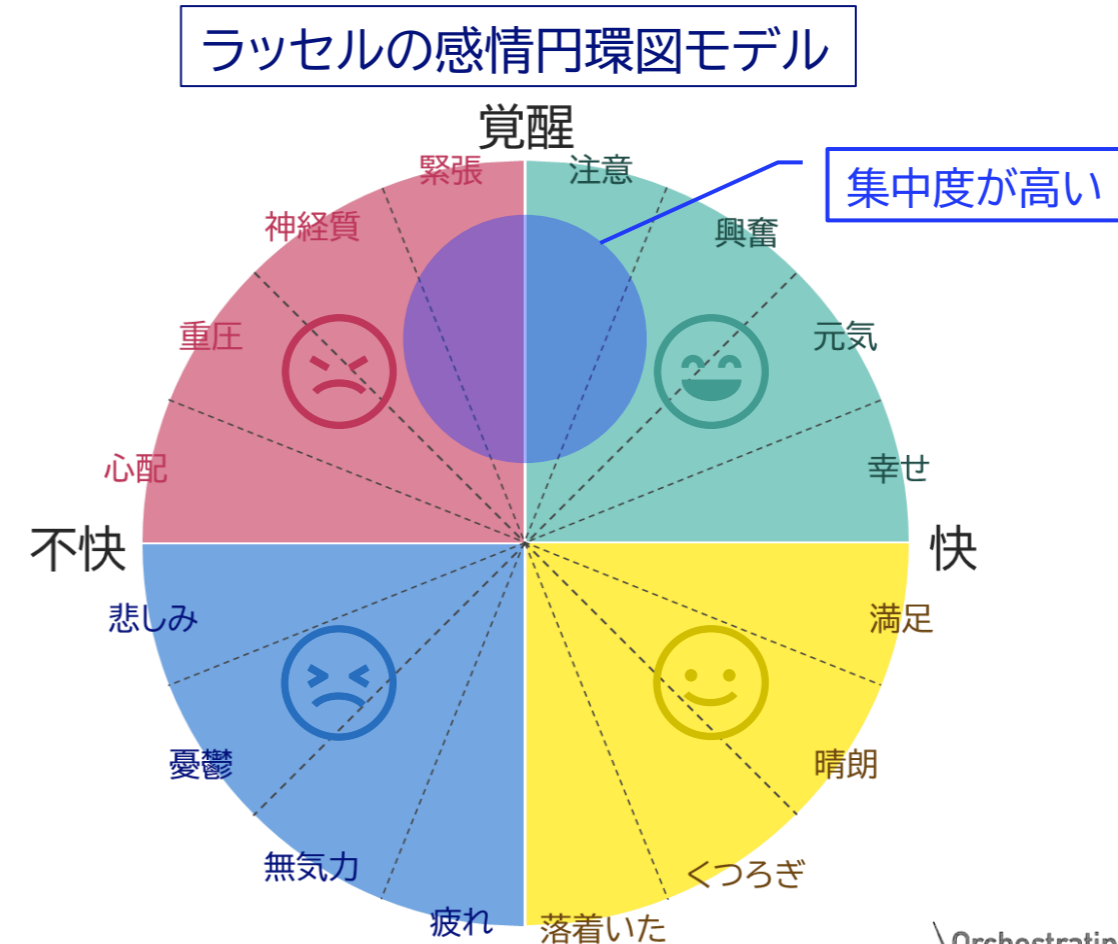
# ご参考:感情分析ソリューションサービス概要

## ◆システム構成:



## ◆感情を喜怒哀楽の4象限(4色)で表現:

-   **喜** : 幸せ、元気、興奮、注意
-   **怒** : 緊張、神経質、重圧、心配
-   **哀** : 悲しみ、憂鬱、無気力、疲れ
-   **楽** : 落ち着いた、くつろぎ、晴朗、満足



# 分析結果例1：フルタイム保育士@一般保育園

感情履歴

ワーク\_イノベーシ...

所属なし



2023年02月28日(火)

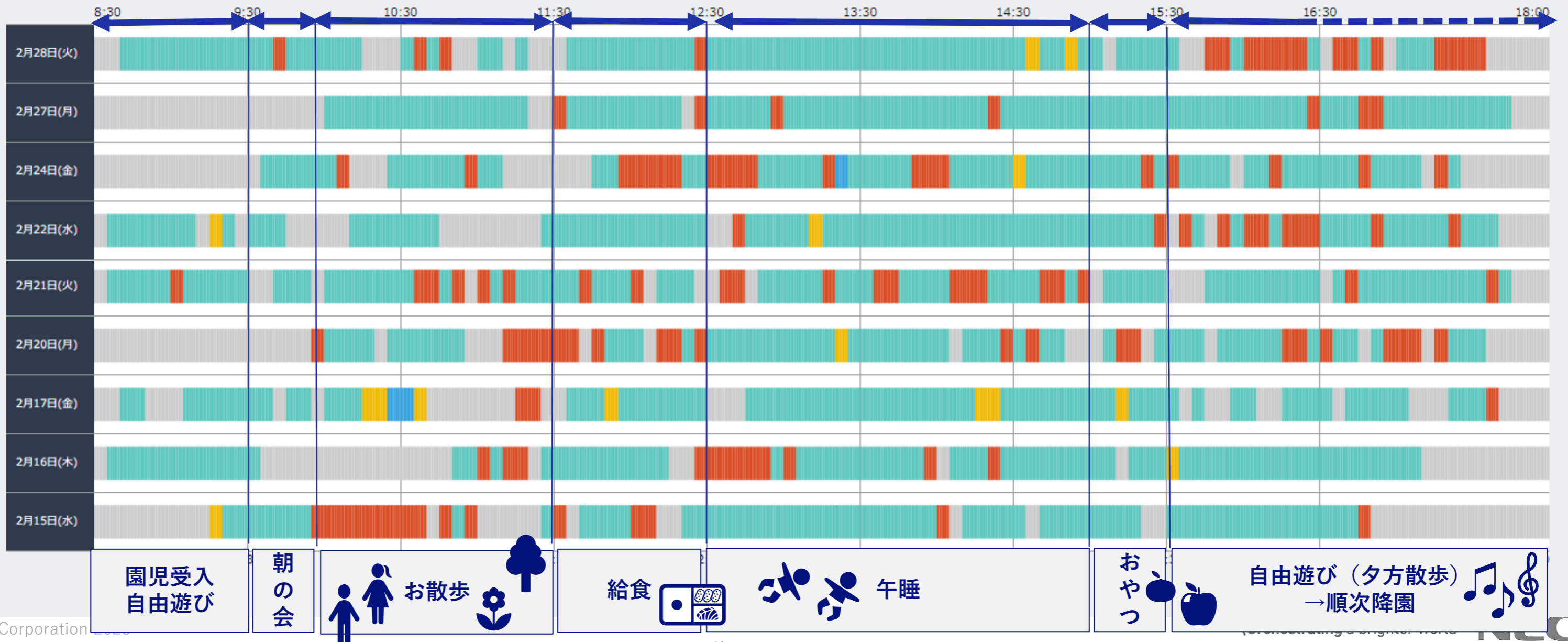


初期画面に戻す

グラフを表示する

- 全体を通して覚醒度が高く、感情が安定。特にHAPPYの割合が多く、ストレス(ANGRY)を感じている時間帯は限定的。
- 職員間チームワークができており、(2-3月の時期で)園児も園生活に慣れていることから、日々の保育がより安定している。

■ HAPPY 興奮・喜び  
■ RELAXED 穏やか・リラックス  
■ SAD 憂鬱・疲労  
■ ANGRY ストレス・イライラ



# 分析結果例2：パートタイム保育士@一般保育園

## 感情履歴

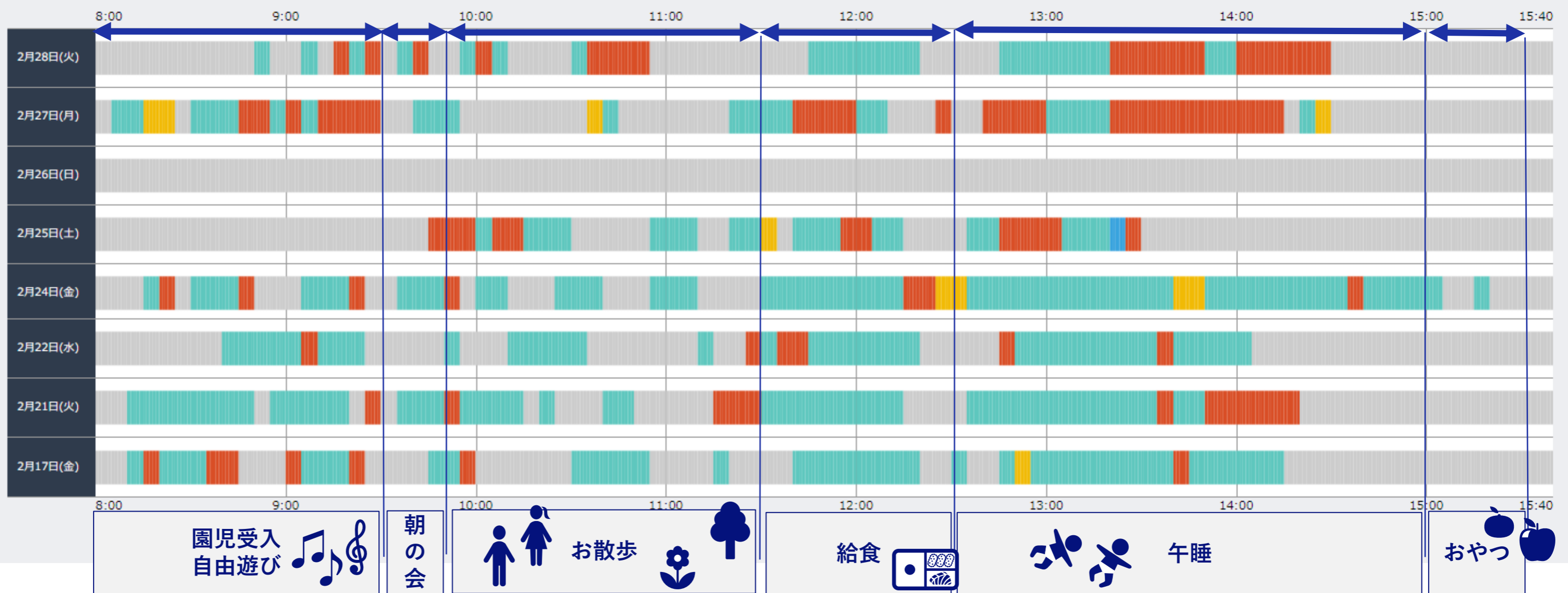
ワーク\_イノベーシ... 所属なし

2023年02月28日(火)

初期画面に戻す グラフを表示する

- 全体を通して覚醒度が高く、感情が安定。特にHAPPYの割合が多く、ストレス(ANGRY)を感じている時間帯は限定的。
- 職員間チームワーク・園児との信頼関係ができており、短時間勤務でもストレスを感じにくい。

■ HAPPY 興奮・喜び  
■ RELAXED 穏やか・リラックス  
■ SAD 憂鬱・疲労  
■ ANGRY ストレス・イライラ





# 分析結果例3：フルタイム保育士@一時預かり保育園

## 感情履歴

ワーク\_イノベーシ... 所属なし PoC591@emtadbc...

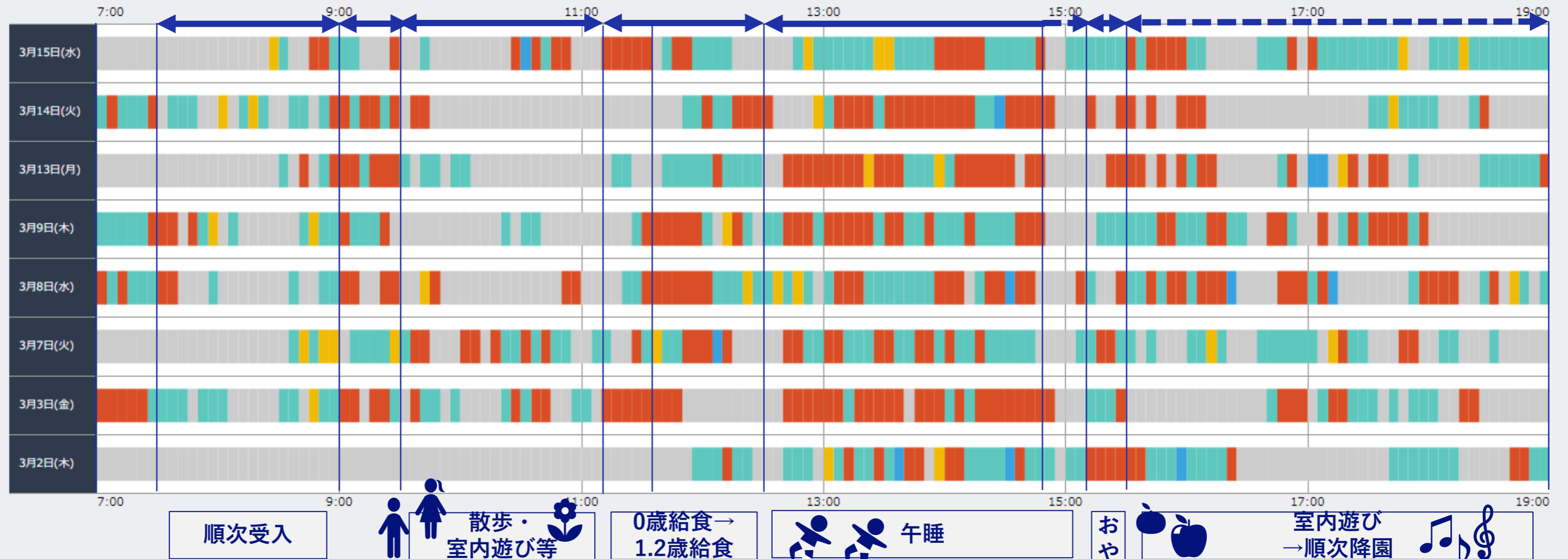
2023年03月15日(水) 07:00 ~ 19:00

初期画面に戻す

グラフを表示する

- 緊張、集中している時間の割合が多い。
- 登降園・利用登録面談・書類対応と業務が断続的。

■ HAPPY 興奮・喜び  
■ RELAXED 穏やか・リラックス  
■ SAD 憂鬱・疲労  
■ ANGRY ストレス・イライラ



7:00 9:00 11:00 13:00 15:00 17:00 19:00  
 順次受入 散歩・室内遊び等 0歳給食→1.2歳給食 午睡 おやつ 室内遊び→順次降園

← 登園・降園・利用登録面談(毎月10件程度) →

# 分析結果例4：パートタイム保育士@一時預かり保育園

## 感情履歴

ワーク\_イノベーシ... 所属なし PoC592@emtadbc...

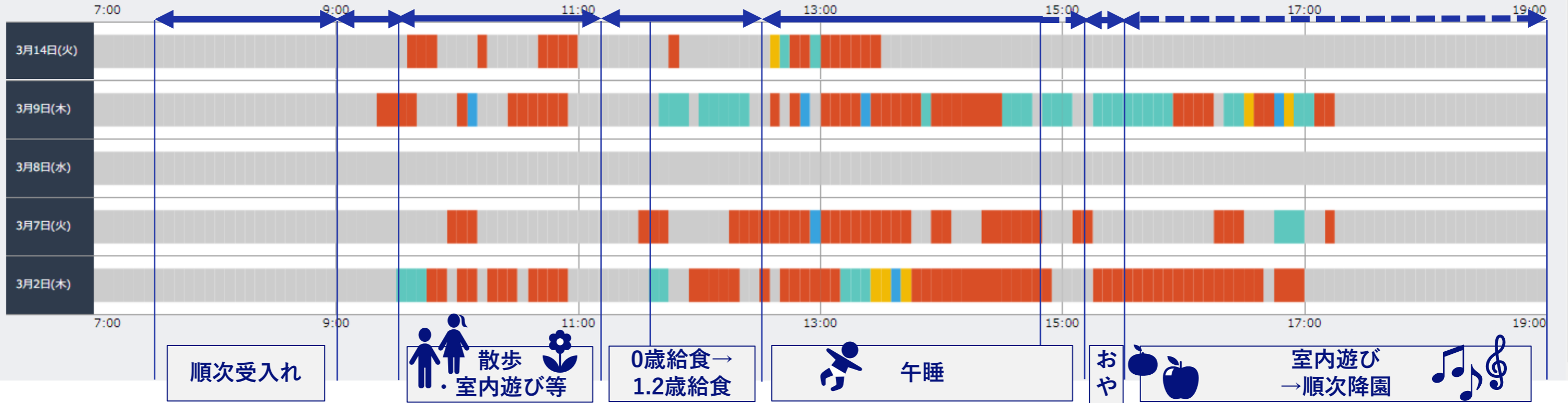
2023年03月14日(火) 07:00 ~ 19:00

初期画面に戻す

グラフを表示する

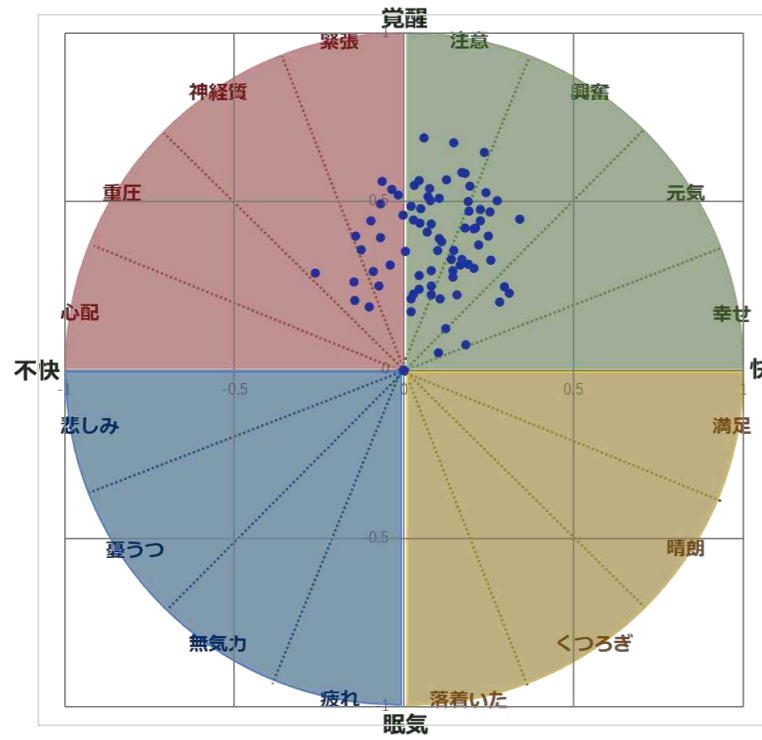
- ストレスを感じている時間帯が多く、HAPPY、RELAXEDの割合が少ない。
- 散歩や外遊びの時間も安全配慮のために緊張している

■ HAPPY 興奮・喜び  
■ RELAXED 穏やか・リラックス  
■ SAD 憂鬱・疲労  
■ ANGRY ストレス・イライラ



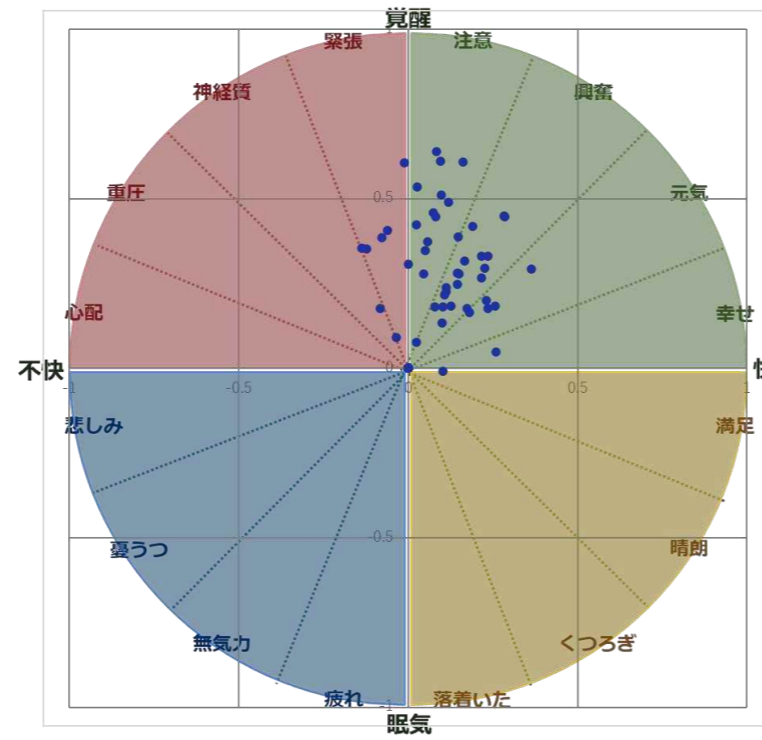
← 登園・降園・利用登録面談(毎月10件程度) →

# 分析結果例1～4(被験者)の感情円環図例比較(抜粋)



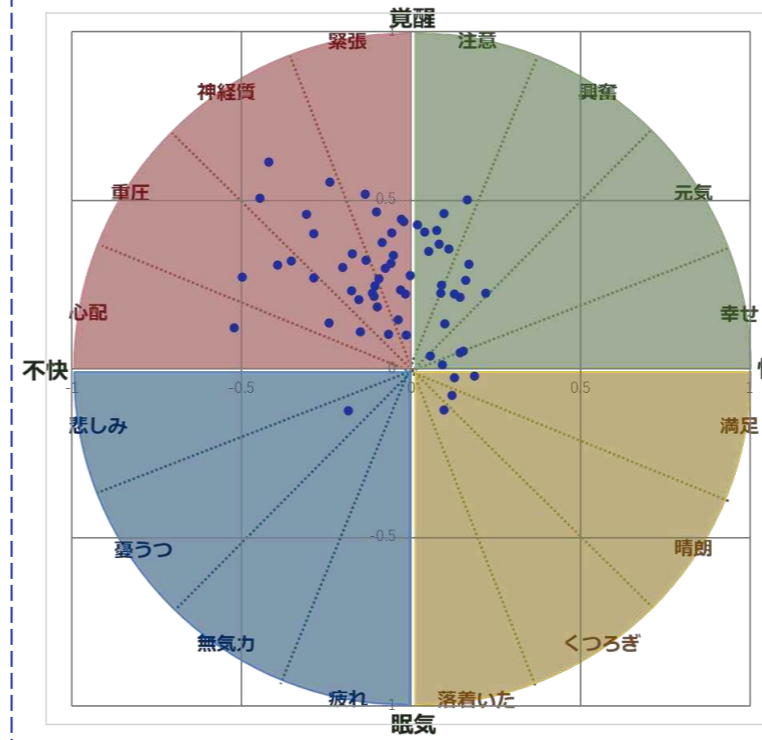
分析結果例1

フルタイム保育士



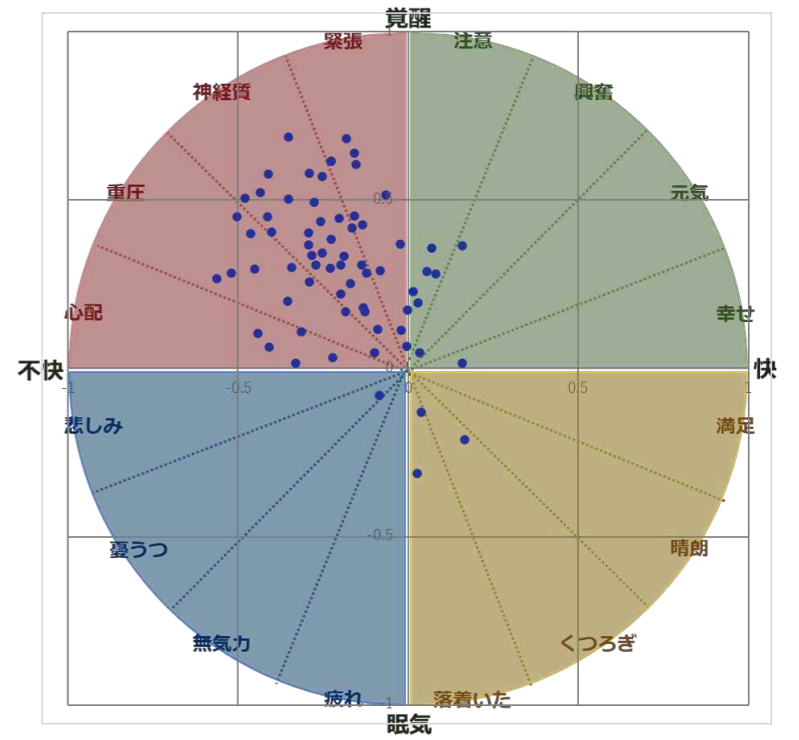
分析結果例2

パートタイム保育士



分析結果例3

フルタイム保育士



分析結果例4

パートタイム保育士

一般保育園

一時預かり保育園

一時預かり保育園は、一般保育園に比べて緊張、ストレスが高い傾向を確認。

# 実証実験結果:

- ◆ 分析結果／成果:補足として、保育園／保育士の環境、特徴(思い)も記載
  - 業務内容と感情分析結果をマッチングすることで、各保育士の傾向を把握することが可能。
  - 各園に共通して、園長の感情は安定し、業務に集中できている。
    - ベテランが多く安定した運営ができている
    - 休憩、コミュニケーションなどがしっかり取れている
  - 午睡の寝かしつけの時間は、多くの保育士が緊張／ストレスを感じている。
  - 一時預かり保育園の保育士の多くは、緊張／ストレスを感じている時間帯が多い傾向である。
    - 一時預かり園は、職員がネガティブな感情を持っているわけではなく、非常にやりがいをもっており、職場への満足度も高い。 → それでも(無意識での)心身の緊張が大きい(ストレスチェックでは測りづらい)
    - 単なる託児の延長ではなく、子どもや親の情報を収集しながら積極的に関わろうとしているからこその負荷と推測
      - 誰でも通園が子どもの育ちにアプローチしていることを考えると、同様の負荷が生じると考えられる
  - 多くの保育士が、自身の感情分析結果に興味を持ち、ポジティブに受け止めている。  
時間ごとの結果について職員間で共有・検証し合うすがたもみられた。

# 今後の取組み:

- ◆ ストレス改善、業務改善を図る効果的なアドバイス、フィードバック内容の検討。
  - 園長、ベテラン職員の経験などを基に保育士の特性に合ったフィードバック内容を整備する
- ◆ 各保育士へアドバイス等のフィードバックを行い、改善効果の検証。
  - アドバイスのフィードバック前とフィードバック後の感情分析結果を確認し、効果検証を実施する
- ◆ IT(デジタル)活用による業務効率化、行動変容による「保育の質」向上の効果確認。
  - ITを活用して、保育士への効率的なフィードバックによる業務負荷の低減、意識の向上などを確認するとともに新たな課題についても検討し、対策を検討するサイクルを確立する

## ②専門家との連携

オンラインを使った専門家との連携の必要性

- 働き方改革、業務効率化、保育の質向上を同時進行
- 保護者支援・地域の子育て支援
- 配慮が必要な子への対応(こども・保護者に対して)
- リスクマネジメント
- 外国人保護者への対応

(誰でも通園制度はプラス $\alpha$ で負荷がかかる)

⇒より一層の専門家連携が求められる。

## 【現状の専門家連携の課題】

- ✓ 多くの専門職を雇用することは難しい
- ✓ 公的機関より専門職を呼ぶことへのハードルと時間差(気軽に・すぐ相談したい)
- ✓ 保護者にとっても役所のさまざまな窓口へ「出向く」ことが難しい場合がある

# 課題に対する解決策

(株)じょさんしONLINEサービスより

## ✓ 多くの専門職を雇用することは難しい

→看護師・保健師資格も有する助産師のオンラインプラットフォーム等を利用することで一つの窓口から、全国にいる助産師へアクセスが可能。

(精神科医や産婦人科医、小児科医との連携が行われているため、必要時には専門医との連携も可能)

## ✓ 公的機関より専門職を呼ぶことへのハードルと時間差(気軽に・すぐ相談したい)

→24時間365日夜間や休日も、いつでもどこにいても専門職への連携が可能。

また、LINEやzoomというオンラインツールを利用することで気軽に相談が可能

## ✓ 保護者にとっても役所のさまざまな窓口へ「出向く」ことが難しい場合がある

→オンラインツールの利用により、自宅や職場から専門職へアクセスが可能。

また、相談したい内容の対応に適切な専門職をオンラインプラットフォームの中から選択できる



# 保育士の相談対応の負担を専門家連携で軽減できないか？

- ✓ 保護者のメンタルヘルスや夫婦関係といった深刻な悩みに寄り添うことが難しい
- ✓ 送迎時にも一般の保育園の3倍以上の時間をかけて報告・相談対応をおこなっており、負担が大きい

## 保護者からよくある 新生児～の相談内容（一部）

- 授乳  
(母乳のあげ方、ミルク量の調整、離乳食とのバランス、卒乳等)
- 睡眠  
(夜泣き、生活リズムの作り方等)
- 離乳食  
(開始時期、食事内容、食事量、進め方等)
- 発育・発達  
(遊び方、抱っこの仕方、寝返り、お座りについて等)
- 生活  
(家庭環境の作り方、季節毎の衣服の調整、日中の過ごし方等)
- 周囲とのかかわり方  
(パートナーシップ、祖父母との関わり方)
- 保護者のメンタルヘルス  
(産後うつ様の症状、復職時の不安、子供への愛着形成等)
- その他  
(適切な育児用品の選び方、子供とのコミュニケーション、異常時の対応及び早期発見のポイント、災害時の対応、多胎児の育児、多文化環境/母国以外での育児について等)

## 保護者からよくある 1-2歳児の相談内容（一部）

- 発育・発達  
(歩く時期、言葉の発育、イヤイヤ期への対応、オムツ外し等)
- 生活  
(歯磨き、食事内容、生活リズム等)
- 家庭環境  
(きょうだいとの関り、次子の検討等)
- 保護者のメンタルヘルス  
(子どもとのコミュニケーション、しつけ等)

## 実際にあった保育現場の事例

### 事例1) 保育士さんより

外国籍の保護者にミルクを規定量より濃い目にあげるよう言われる  
→専門家連携により、文化背景も考慮し保護者の意向を確認。  
その上で、子供の成長に適切なミルク量等を検討できる。

### 事例2) 保護者より

入園前に哺乳瓶に慣らすよう保育園からお話がある。しかし、直接母乳しかあげたことがなく、哺乳瓶に慣れてくれず困ったと相談  
→保育士の意向と子どもの成長発達や保護者の意向・現状を踏まえ、適切な方法を検討し、保護者も保育士も安心できるための橋渡しが行える。

## ③保育士のキャリアの選択肢

保育士の専門性は  
「すべてのことどもに対して発揮されるべきもの」

## 子育て支援事業(いわゆる13事業)は保育士等処遇改善等加算の対象外

同じ施設で一般の保育所に併設されている場合、処遇改善等加算の対象職員と対象外職員が混在する場合もある。

保育士の中には「一時預かりは保育士としての専門性が認められない」と感じてしまうこともある。

⇒誰でも通園制度は「新たな通園給付」としての位置づけのため、処遇改善等加算の対象になる？

- ✓ 保育士の専門性・キャリアをより明確に発信し、自覚が持てるようにすべきではないか？  
処遇改善等加算Ⅱの要件となる分野別の専門性獲得(キャリアアップ研修受講)は効果がある
- ✓ 配置人数の問題はもちろん、保育士の専門性という点で、誰でも通園に携わる意義を実感できるようにすべきでは。



2023.10.16

## 誰でも通園制度 第2回検討会意見

倉石哲也（武庫川女子大学）

### 1. 通園制度の理念形成について

#### (1) 対象となる子育て家庭の考え方

「子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で」という冒頭の文言について。

子育てへのネガティブなイメージが先行する恐れがないか、再検討をいただきたい。本制度の主旨としてリスクアプローチと共にポピュレーションアプローチが含まれるとするならば、「多様なライフスタイルの中で新たな子育て像を作り上げる過程において」「そのような過程の中で「孤立した育児」が起こり得る」など、積極的かつ前向きなイメージと共に、すべての家庭の子育てを応援する制度として位置づける必要があると考える。

#### (2) 通園の意義；「預かる」といった概念（基本的な考え方）の転換を図る

短時間の通園であっても、通常保育や一時保育とは異なる方法（仕組み）で保育者等との安心した関係を作ることが可能であり、安心できる関係こそがこどもの発達を促す機会になる。その意味で通園は、保育とは異なる方法でその意義を社会に通底される必要がある。モデル事業等を通じて通園の理念と意義を保障するエビデンスの集積が必要である。

#### (3) 通園の枠組みは「定期利用」と「不定期利用」の両軸で設計

「定期」の場合は、親子共に保育者等との継続した関係が、こどもは同年代のこども（集団）との安定した関係が形成されることが期待される。（これまで多くの委員の意見に賛同します。）

「不定期」の場合は、家庭とは異なった「安心できる居場所」を親子が獲得し、また信頼できる他者の存在を身近に感じることで、家庭という閉鎖的な空間から、人間関係を中心とした社会的関係の拡大に寄与すると考える。家庭とは異なる遊び等の体験等は子どもの発達を促すだけでなく、親が遊びの様子を目にすることによって、子どもへの関わりに新たな気づきを得る機会となることが期待される。

一方で「不定期」かつ「短時間」の利用の場合、保育の専門性が改めて問われることになる。

### 2. 通園制度のこどもと保護者にとっての意義

#### (1) こどもと保護者にとっての意義

短時間であっても通園する意義は、家庭以外の居場所、親以外に安心できる大人の存在等を地域で身近に感じるところにこそ通園制度の意味がある

安定した親子関係の形成を促すためには、親子共に安心できる居場所とその場所に頼ることができる大人が存在することが不可欠である。

専門性を備える保育者が見守る環境の下、こども集団を体験することは将来的にはこどもの社会的情緒的能力の獲得に肯定的な影響をもたらすと考えられる。親以外の大人に支えられる体験、敏感性と応答性を伴った情緒的関わりが提供される体験が肯定的な影響を下支えする。

## (2) 通園の意味

単に短時間こどもを「預かる」のではなく、保育者との個別的关系や「遊び」を通じた体験が、こどもの主体性、主導性といったこどもの育ちを促すことが期待される。

子育ての第一義的責任を担う立場としての親の精神的安定は不可欠である。こどもへの親の感受性と応答性を高めるためには、保育者といった頼れる存在は重要であり、身近な相談相手としても不可欠である。

【里親制度にある週末里親、季節里親は児童養護施設等を利用する子どもに家庭の雰囲気を経験させるためことを主目的とした取り組みの一つである。通園制度はこどもと親に家庭以外の居場所があることを体験するという意味で存在の意義が高いと考える。】

## 3. 保育専門職への期待

### (1) 保育の専門性への期待

通園制度は、親の代わりにこどもを預かる制度ではなく、親子に安心できる居場所が提供され、保育者の存在が認知されることを通して子育ての補完的役割を担うことが期待される。

### (2) 保育等が提供される時間

滞在時間等が異なるため、予め構成されているプログラムにこどもが馴染むためには保育の専門性が期待される場所である。発達年齢に応じたこどもの遊びの主導性や仲間づくりなどを中心に、こどもの積極性が育まれるよう、保育者はこどもに丁寧に関わることが求められる。

### (3) チームによる保育

利用日、時間帯により、異なる保育者が親子にかかわる機会が生じる。通園中の子ども(親)の様子を共有できるような園内の取り組みも必要となる、

生活背景や発達特性が掴みにくく、こども理解には一定の時間がかかる。そのことを承知したうえで、こどもの特性等を把握するためのアセスメント力が求められる。

#### 4. 要支援家庭等が通園制度を利用する意味

(1) 要支援家庭等にとって通園制度は親のレスパイト（リフレッシュ）、こどもの安心できる場所や対象の獲得等通園制度の利点が最大限活用できると考える。

特に要支援家庭の場合、家庭と異なる場所で過ごすことができ、（安心できるまでは親子通園が許されれば）、他のこどもや親と過ごしつつ無理なく親子分離を促すことができる等、保育者という第三者が親子関係に介入することも可能となる。

通園を利用することにより一時的に親子が分離でき、親子それぞれが保育者等専門職に受け容れられる体験を積み上げることができれば、閉鎖的な家族システムが開放に向かうことが期待される。

#### (2) 情報共有の仕組みづくりー一括管理と適切かつ柔軟な情報共有

一方で、今後サポートプラン等で把握されている家庭、母子手帳発行や伴奏型支援の後にサービスにつながれていない家庭が通園制度を利用する場合、こどもと親、家庭の情報についての管理と共有の体制は一定のルール作りなどが必要となる。

以上、今後の検討会では、通園制度の理念、通園における保育者の専門的役割についても検討が進められることを期待いたします。よろしくお願いいたします。



## 意見書

-こども誰でも通園制度に関する  
全国アンケート結果の共有-

2023年10月16日

こども達のために、日本を変える

**Florence**



# 「こども誰でも通園制度」創設に向けて

## こども未来戦略方針（p. 17）<sup>1</sup>

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、**就労要件を問わず**時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「**こども誰でも通園制度（仮称）**」）を創設する。



「こども誰でも通園制度」の創設に際し、  
データとエビデンスなしで政策を進めるべきではないため  
**現場の声**を集めてきました。

## 〈速報〉

# こども誰でも通園制度の課題・ニーズについて 全国の園長に調査しました

・アンケート実施主体：認定NPO法人フローレンス

・調査方法 インターネット調査

・調査対象 全国の保育事業者（経営者、園長、事務局スタッフ等）

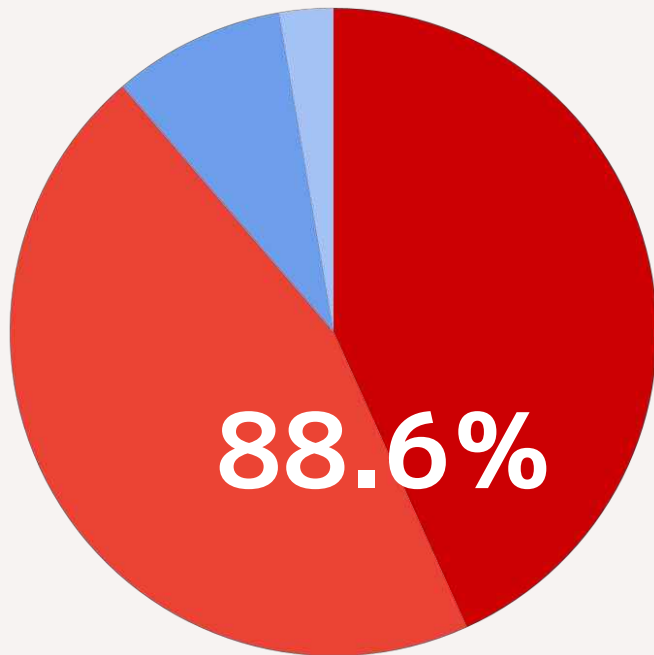
・調査時期 2023年9月22日～10月6日

・回答数 405人

# 調査結果サマリー | アンケート調査

## 定期利用の受け入れを望む声が約 9 割

〈定期的に子どもが通園する「定期利用」と、一時預かりのように様々な利用頻度で通園する「自由利用」どちらをより積極的に受け入れたいですか〉



- ・ 定期利用  
定期的に子どもが通園する利用方法
- ・ 自由利用  
一時預かりのように様々な利用頻度で通園する利用方法

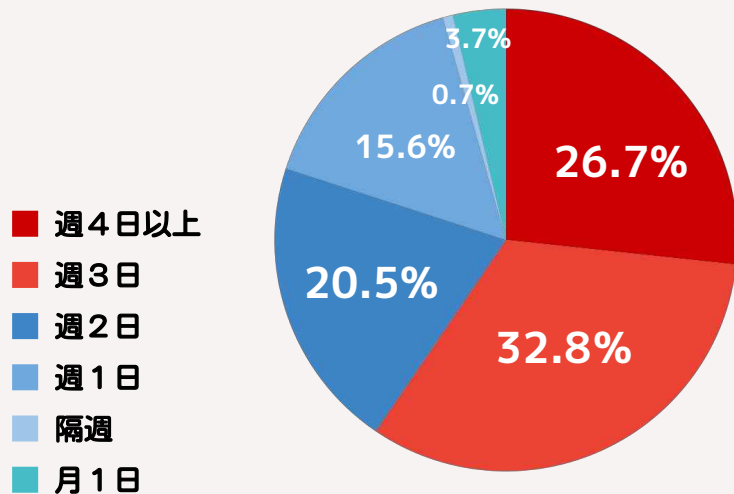
- 定期利用
- どちらかといえば定期利用
- 自由利用
- どちらかといえば自由利用

# 調査結果サマリー | アンケート調査

子どもの育ちを第一に考えると、  
「週3日以上」「1日3時間以上」の利用を望む声が多い

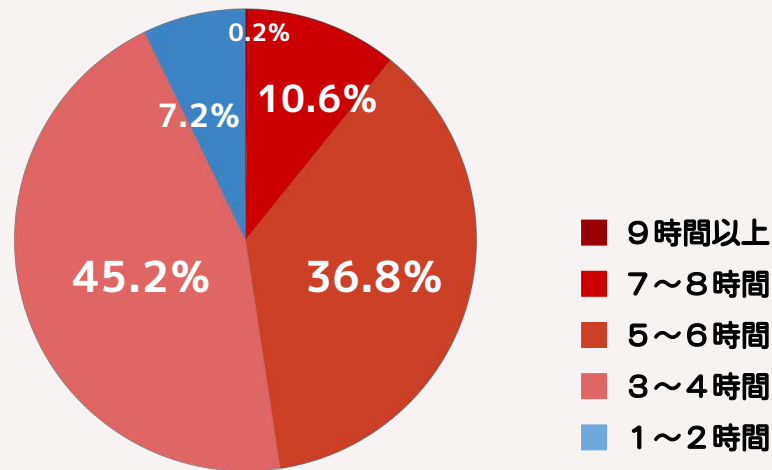
〈望ましい利用頻度〉

週3日以上が約6割



〈望ましい利用時間〉

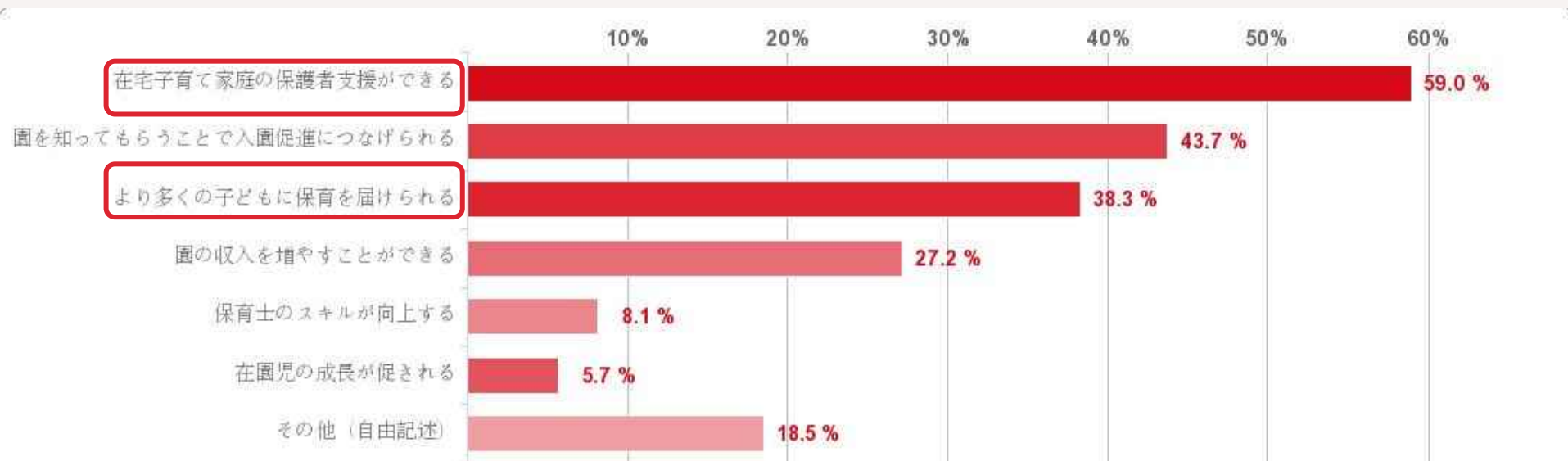
3時間以上が約9割



# 調査結果サマリー | アンケート調査

## 在宅子育て家庭との接点創出に期待を寄せる声も大きい

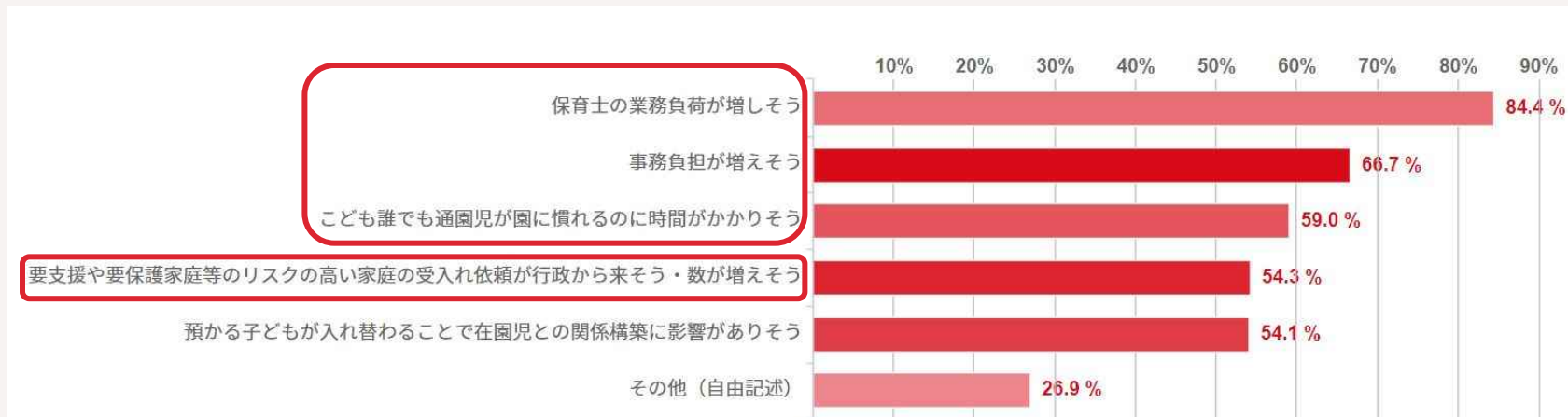
〈こども誰でも通園制度に期待すること〉



# 調査結果サマリー | アンケート調査

## 業務負荷・事務負担増加に加え、 要支援・要保護家庭の受け入れなどに不安を感じている

〈こども誰でも通園制度に不安を感じていること〉



# 調査結果サマリー | アンケート調査

## 要支援・要保護家庭の受け入れに際しては、 「保育料の追加補助」「継続的なフォロー」を望む声が多い

〈要支援や要保護家庭等のリスクの高い家庭の受け入れ開始もしくは数が増えた場合、必要なサポート〉



## 現場からの声（抜粋）

企業主導型保育所なので仕事をしている必要がありますが、**定員に空きが出て来ているため所轄が許せば、多くの園児を受け入れたい**と考えています。



（期待することは）

**就労の有無や複雑な条件によらず子どもを預けられること。誰でも安価で利用できること（収入が多いからといって過剰な負担をさせる仕組みにはしない）。預かる側にも金銭的メリットが生じるようにすること。保育者の配置基準を見直すこと。子育て支援と少子化対策の予算を増やすように政治に働きかけること。**



**まだまだ情報不足で、言葉が独り歩きしている感が否めない。当園も定員割れを起こしており、本制度への期待も大きい。一時預かりとの違いがよく判らない。**





# アンケートを踏まえた提言

# 提言1. 利用方法（定期利用、自由利用）

## 論点（2）「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点について③

### 論点

#### ○ 利用方法（定期利用、自由利用）毎の特徴と留意点は何か

- 事業実施のイメージとして、定期利用と自由利用といった方法が考えられる。
- 定期利用、自由利用それぞれの特徴や留意点は以下のとおり。

	定期利用	自由利用
考え方	利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法	利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法
利用する場合の予約方法	（例） ・ 利用開始前に空いている定期利用枠の確認を行い、一定期間内の利用枠を予約	（例） ・ 利用前月の一定期日より翌月分の予約 ・ 空いていれば、利用希望の直前まで予約
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者にとっては利用の見通しが立てやすく、職員のシフトが組みやすい。保護者との関係も作りやすい</li> <li>・ こどもにとっては、慣れた職員と継続的な関わりを持つことができ、育ちをフォローしてもらえる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの状況や保護者のニーズに合わせて柔軟に利用可能</li> <li>・ 様々な事業所を利用することで、多くの保育士、多くのこどもと触れ合うことができる</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の事業者を利用できるこどもが固定化され、途中利用しづらい</li> <li>・ 施設にとって、空き状況に応じた柔軟な受け入れが困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用の都度予約する手間がかかる</li> <li>・ 施設にとっては、利用の見通しが立たず、受入体制を整えづらい</li> <li>・ 慣れるのに時間がかかるこどもがいる</li> </ul>

- 地域によっても様々な状況があると考えられ、利用者の様々なニーズに応えられるよう、いずれかを原則とするのではなく、自治体や事業者においていずれかの方法をとるか、組み合わせるかなどを選択できることとしてはどうか。

（いただいた意見）

- ・ こどもの育ちを考え、定期利用を推奨すべきではないか。
- ・ 全国の地方自治体には様々な状況があり、さまざまな子育て家庭のニーズがある。この制度の選択肢（利用方法）は多様に用意されることが必要ではないか。

前回の提言  
「こどもの育ちを考え、  
定期利用を推奨すべき」を  
掲載いただきありがとうございます。

# 提言1. 利用方法（定期利用、自由利用）

現場アンケートでも、**定期利用の受け入れを望む声が約9割**。  
事業者が定期利用、自由利用を選択できるようにしてください。

## こども家庭庁の6類型

①一般型（在園児と合同）×定期利用中心

②一般型（在園児と合同）×自由利用中心

③一般型（専用室独立実施型）×定期利用中心

④一般型（専用室独立実施型）×自由利用中心

⑤余裕活用型×定期利用中心

⑥余裕活用型×自由利用中心

「各自治体が6類型から選択可能」とすると、自治体によっては負荷軽減のために**一部の類型に限定して導入**する恐れがある。



**自治体ではなく、各事業者が選択可能な仕組みが必要。**

# 提言2. 利用時間



## 論点(2) 「こども誰でも通園制度」(仮称)の試行的事業実施上の留意点について①

### 令和6年度の試行的事業について

- こども誰でも通園制度(仮称)については、令和6年度概算要求において、本格実施(改正法が施行され、全国の自治体での実施)を見据えた形での試行的実施を実施することとしている。
- 試行的事業の内容については、事項要求であり予算編成過程において検討することとしているが、予算編成過程の検討と並行して、本検討会においては、試行的事業の実施に向けて、具体的な事業実施の留意点について検討する。
- 令和5年度のモデル事業では、こどもや保護者への効果の検証に重点を置いており、施設毎に補助基準額を設定し、31自治体、50事業者での実施だったが、2024年度の試行的事業では、自治体における提供体制の整備を促すため、実施自治体数は拡充した上で、人口規模に応じた自治体毎の補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、本格実施を見据えた形での実施が可能とすることを検討している。
- また、2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討している。

(※) 「月10時間」は1日中利用するとすれば月1回、午前約2時間利用するとすれば毎週利用するというイメージ

(※) 一時預かりの整備状況は未就園児1人当たりで見ると年間約2.86日(月1~2時間程度に相当)となっており、月10時間利用できる試行的事業は、一時預かりよりも相当程度多く利用できることとなる

#### (いただいた意見)

・こどもの慣れや育ちの観点から「月10時間」では足りず、月当たりの利用時間はより長く設定すべきではないか。

(※) 「月10時間」は、令和6年度の本格実施を見据えた試行的事業における「補助基準上の上限」ではあるものの、令和6年度の本格実施を見据えた試行的事業は制度の本格実施を見据えた形で実施するものであることから、こども誰でも通園制度の制度化、全国的な実施も見据えながら設定する必要があり、都市部を含め全国の自治体において提供体制等を確保することを考え、利用可能枠については「月10時間」を上限としたものである。

全国の自治体で提供体制を確保するため、「月10時間」を上限としている旨を補足いただきました。

## 提言2. 利用時間

自治体ごとに、利用時間の加算を可能にしてください。

子どもの育ちへの伴走、親への伴走、虐待防止等のためには、**月10時間では不十分**。  
現場アンケートでも、「**週3以上**」「**1日3時間以上**」の利用を望む声が多い。

**＝月あたり36時間**



地域ごとに保育園充足率に差がある状況も踏まえ、  
基礎自治体単位で利用時間を加算できる仕組みにしてください。

# 提言3. 高リスク家庭預かりの促進策

## 論点（1）こども誰でも通園制度（仮称）の制度について①

### 制度の全体像

- こども誰でも通園制度（仮称）の制度については、子ども・子育て支援等分科会において議論することとしているが、本検討会において試行的事業実施の在り方を検討する前提として、現在検討している制度の概要を、下記のとおりお示しする。

契約の仕組み	<ul style="list-style-type: none"><li>本制度の利用に当たっては、市町村による調整を行うのではなく、利用者と事業実施者との直接契約で行うことを想定。</li></ul>
公定価格の仕組み	<ul style="list-style-type: none"><li>「子どものための教育・保育給付」の公定価格の仕組みとは別に、新たに「〇〇給付（名称は精査中）」の運営費に係る補助をする給付を設けることを想定。</li><li>利用者負担については、事業者において徴収することを想定。</li></ul> <p>（いただいた意見）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>高リスク家庭は利用料の支払い能力に不安があるケースが多いため、高リスク家庭でも安心して利用できるような仕組みにしてほしい。</li></ul> <p>（※）当該高リスク世帯の所得に応じた利用者負担額の軽減措置を検討するとともに、こども及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえて適当であると認められる場合の利用者負担額の軽減措置を検討する。（一時預かり事業と同様の措置）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>多胎児の利用やキャンセルにも配慮した仕組みにしてほしい。</li></ul> <p>（※）今年度のモデル事業と令和6年度の本格実施を見据えた試行的事業の実施状況などを踏まえながら検討していく。</p>

「高リスク世帯の所得に応じた利用者負担額の軽減措置」を検討いただく旨を記載いただきました。

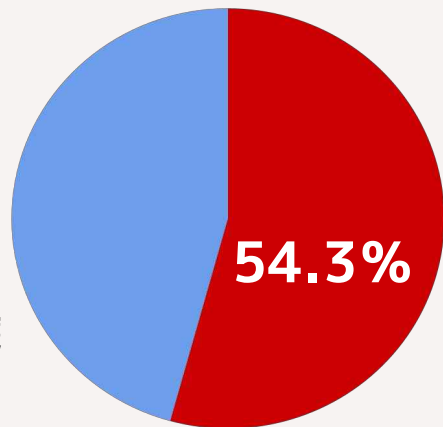
利用者負担額に加え、「事業者への追加補助」もご検討をお願いします。

### 提言3. 高リスク家庭預かりの促進策

高リスク層は無料もしくは安価で利用できるようにしてください。かつ、高リスク層は手厚い支援が必要なため、それに応じた補助額にしてください

要支援・要保護家庭の受け入れに不安を感じている保育事業者が**過半数**

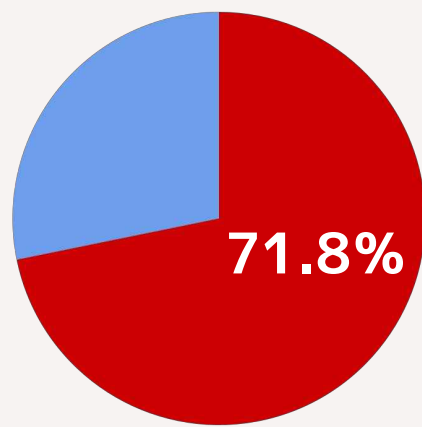
〈こども誰でも通園制度に不安を感じていること〉  
※複数回答



■ 要支援・要保護家庭の受け入れ

「保育料の追加補助」を求める保育事業者が**7割以上**

〈高リスク家庭の受け入れ開始もしくは数が増えた場合、必要なサポート〉 ※複数回答



■ 追加補助

# 提言3. 高リスク家庭預かりの促進策

## (例) 東京都保育サービス推進事業補助金

### 加算項目事項説明【A 特別保育事業等推進加算】

※

#### 加算項目19 育児困難家庭への支援

加算項目の対象	育児困難家庭の児童を受け入れ、児童相談所、子供家庭支援センター、保健所又は福祉事務所と連携して当該家庭を支援する保育所
算定方法(月額)	毎月初日対象児童数(人)×30,000円(円/人)
要件	下記の3つの要件をいずれも満たすこと ① 保育所が、家庭での育児が困難と推定される入所児童を受け入れていること ② 関係機関(児童相談所・子供家庭支援センター・保健所・福祉事務所)と連携していること ③ 保護者の育児不安や孤独感の解消と良好な親子関係を築くための支援を行うこと
施設に備える書類	① 保管様式 育児困難家庭への支援 ② 関係機関との連携記録、関係機関とのケース会議の記録や保育所における対応の記録(関係機関と連携した年月日、関係機関の名称、内容等がわかるもの) ※「参考様式」で記載必須項目・必要書類をご確認ください。 ※年度終了後5年間保管すること

東京都で実施されている、  
高リスク家庭預かり時の  
加算(実績ベース)



## 提言4. 要支援家庭への対応

### 要支援家庭への対応について

別紙 3

#### 【事業実施者における気になることも・保護者を把握した場合のアプローチ】

- こども誰でも通園制度を実施する事業者において、気になるこども・気になる保護者を把握した場合には、すぐに保護者にアプローチすると利用をやめてしまうこともありうることから、保護者との関係性に留意しながら、こどもや保護者の様子について観察して記録に残し、報告する時に経緯が説明できるようにしておくことが重要である。
- また、保育所と併設している事業所では保育所の園長や主任保育士に相談してみることや、子育て支援センターや地域子育て相談機関も併設している事業所ではそれらの機関と連携して保護者が心配事を話せる機会を勤めてみるなど、保護者との信頼関係づくりなどが重要である。
- その上で、事業所や併設する保育所等のみでこどもや家庭を支援することが難しいと判断した場合には、市町村やこども家庭センター、地域子育て相談機関、保健所などへ情報共有を行い、必要な対応について相談を行うことが重要である。
- 更に、市町村やこども家庭センター、地域子育て相談機関を通じて、必要に応じて、要保護児童等地域協議会などの関係機関との連携を行うことや、その要支援家庭に必要な支援へ結び付けていくことが重要である。
- こうした際の情報の取り扱いが適切に行われるよう、共有の範囲や方法等について、市町村、事業者や関係機関などの関係者間で認識の共有を図ることが必要である。
- また、こども誰でも通園制度に係るシステムの導入により、こども誰でも通園制度の担当部署と要支援家庭の支援を行っている部署との間で認定申請の有無や利用の程度などの情報共有が容易となり、双方の連携が取りやすくなると考えられる。

#### 要支援家庭を把握した場合の アプローチとして

- ・ 園長や主任保育士への相談
- ・ 市町村やこども家庭センター、地域子育て相談機関、保健所への相談

が推奨されています。

しかし、このガイドラインだけで十分な対応ができる保育所ばかりではありません。

## 提言4. 要支援家庭への対応

アンケートの結果からも、要支援家庭等への対応のサポートを望む声が多い。  
支援職による園向け研修やサポートの仕組みを確立してください。

〈要支援や要保護家庭等のリスクの高い家庭の受け入れ開始もしくは数が増えた場合、必要なサポート〉 ※複数回答



ノウハウがない保育園・保育士であっても、支援職から研修やコンサルティングなどのサポートを受けることで、要支援家庭に対応できる。

# 提言5. 補助金

別紙1

## 現行の一時預かり事業と「こども誰でも通園制度（仮称）」の関連について

こども家庭庁

### 一時預かり事業の現状とこども誰でも通園制度の想定

	現行の一時預かり事業	こども誰でも通園制度（仮称）として想定している仕組み
位置づけ	市町村が実施主体となる補助事業 ※地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業の一つ）	現行の「子どものための教育・保育給付」とは別の「〇〇給付（名称は精査中）」
実施自治体	1269自治体で実施	全ての自治体で実施
事業の目的や内容	①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 ②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児 について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（児童福祉法第6条の3第7項）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な保育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化するため、0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で時間単位で利用できる新たな通園給付（こども未来戦略方針より）
利用方法	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など様々	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、利用方法を選択できるようにすることを想定
利用時間	補助事業として利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けている。 ※月ごと、週ごとなど設定方法は市町村により様々	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用 ※2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討
利用料	事業所が直接徴収することが基本 ※平均的には、1時間300～400円程度	事業所が直接徴収することを想定 ※一時預かり事業と同水準を想定（制度改正の中で検討）
利用方法	事業所との直接契約 ※申し込みは、電話や直接事業所がほとんど ※市町村は、利用したこどもの情報は把握していない場合がほとんど	事業所との直接契約を想定 ※予約システムを活用することを基本とする ※市町村は、システムを活用し、利用状況の把握ができ、支援が必要な家庭を把握することが可能
実施方法	一般型、余裕活用型 ※障害のある子においては、居宅訪問型の利用が可能	一般型、余裕活用型を想定



●一時預かり事業とこども誰でも通園制度では、共通する点も多いが、位置づけ、実施自治体、事業の目的や内容、利用時間などは異なる。

●0歳6か月から2歳までの未就園児については、月一定時間までは、こども誰でも通園制度を利用できることになり、未就園児の利用は大幅に拡充することになる。

●制度の本格実施に当たっては、各自治体で、その実情に合わせて一時預かり事業等を組み合わせることで事業を実施することが可能。  
※一時預かり事業は、こども誰でも通園制度でカバーする以外のニーズ（いわゆる「上乗せ・横出し」部分）に対応可能な事業として整理をしながら継続する予定であり、一時預かり事業のニーズを的確に把握し、必要な提供量を確保する必要がある。

（例1）月一定時間まではこども誰でも通園制度を基本とし、当該一定時間以上使う場合は、一時預かり事業として利用できるようにする。

利用料については「一時預かり事業と同水準を想定」と記載あるものの、補助金については記載がありません。

## 提言5. 補助金

認可保育所の**公定価格と同水準の補助金額**の設定をお願いします。  
また、キャンセル対応もご検討ください。

※

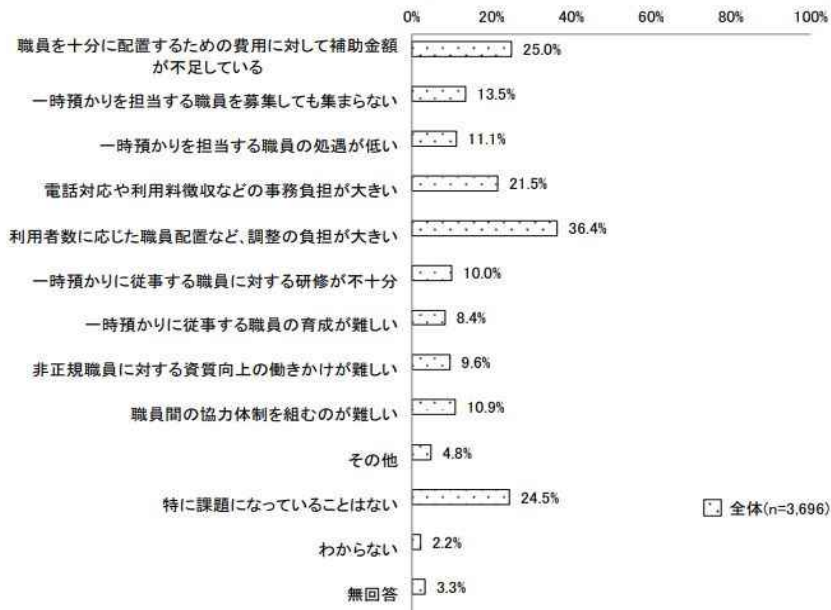
### 例：一時預かり事業

保育園に支払われる補助額があまりに少ないために、手を挙げる保育園が少なく活用されていない。

(右図アンケートより)

- ・ 職員配置の費用に対し**補助金が不足**している
- ・ 一時預かりを担当する職員の**処遇が低い**
- ・ 事業者の**調整の負担が大きい**

図表 160 体制整備、職員の業務負担、資質向上に関する課題:複数回答 (Q36-2)



こども達のために、日本を変える

***Florence***

令和5年10月16日

こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的  
事業実施の在り方に関する検討会(第2回)提出資料

志賀口大輔 [(福)日本保育協会前青年部長]

[(福)和光会なごみこども園園長]

保育現場では、一時預かり事業との混同や保育制度自体の  
改正との誤解もあるため、正しい理解で情報共有するために  
別紙のように「こども誰でも通園制度(仮称)」と「保育制度」  
の関係[イメージ]について、整理をしてみました。

修正の有無を含め御確認をお願いします。

確認後は、各現場に周知させていただきます。

こども誰でも通園制度(仮称)と保育制度の関係 [イメージ]

令和5年10月4日現在

	保育制度【施設・事業】	※こども誰でも通園制度(仮称)
給付制度の立て付け (根拠法)	子どものための教育・保育給付(現行)を子ども・子育て支援法に規定	新たに「〇〇給付(名称は精査中)」を子ども・子育て支援法に規定予定
対象児童	全ての就学前児童	0歳6か月～2歳児の全ての未就園児童
契約の仕組み	市町村と利用者の契約 保育料は市町村が徴収 (令和元年10月より無償化を実施。【子ども・子育て支援法の政令】で規定) 運営費は市町村が事業者に給付 (民間の場合は委託費)	事業者と利用者の契約 市町村による調整は行わない 利用料は事業者が徴収 運営費は市町村が事業者に補助をする給付 <令和6年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限>
市町村の関与	市町村は就労要件等保育の必要性を <u>認定</u> (1号～3号給付) → 在籍児童	市町村は未就園児であるかを <u>確認</u> (新たな給付) → 利用方法: 定期利用と自由利用 → 実施方法: 在籍児と合同、専用室独立型、余裕活用型 ※利用方法2×実施方法3=6パターンを想定
突発的なニーズ	一時預かり事業により対応(利用要件あり)	同左は対象外(保育制度での実施)
実施事業者	市町村の認可施設等(保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点等)	市町村が指定した事業者(保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点等)

※ 第1回 こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会(9月21日)の資料2を基に整理

当市における在宅育児家庭に対する事業及び制度

令和5年10月16日時点

石川県七尾市

	一時預かり事業（一般型）	在宅育児家庭通園保育モデル事業 （石川県事業）	こども誰でも通園制度（仮称） （令和6年度試行的事業を実施する場合の想定）
事業目的	保護者の心理的・身体的負担の軽減	子どもが健やかに育つ機会を提供 親の精神的不安を軽減	親の育児負担や孤立感の解消 保育所等に通っていない家庭のサポート
対象児童	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児	満3歳未満の在宅育児家庭（原則、核家族） （就労要件は問わない）	0歳6か月～2歳の未就園児
利用方法	定期利用・自由利用など様々	定期利用 ・原則利用曜日固定、3か月程度以上継続利用	原則、定期利用 （受け入れ施設の負担軽減のため）
利用時間	施設ごとに設定 （公立の場合） 利用時間区分：4時間以下／1日 利用日数上限：連続3日、月12日以内	原則、週1回程度以上、1日4時間以上 ・令和4年度月平均利用時間： <u>87時間程度</u>	月10時間を上限 （10時間を超える場合は一時預かり事業を利用）
利用料	施設ごとに設定、施設が直接徴収 （公立の場合、市外の者は倍額） ・4時間以内900円 ・1日1,800円	施設ごとに設定、施設が直接徴収 （目安） ・1時間100円～200円程度 ・食事代は別途徴収可	
実施施設	保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点	私立認定こども園	保育所、認定こども園
負担割合	国・県・市 各1/3	県・市 各1/2	
職員配置等	利用定員とは別に定員を設け、専任の保育士等を配置する。	利用児童を3号認定こどもとみなして、実施施設について定められた職員を配置し、施設設備を設ける。	余裕活用型 （利用定員に空きがあるため）
令和4年度 利用実績	実施施設 14施設 延べ利用人数 2,295人	実施施設 9施設 延べ利用人数 1,393人	
制度開始	平成27年度	平成27年度	令和5年度



# こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた 試行的事業実施の在り方について

第2回 検討会資料

2023.10.16

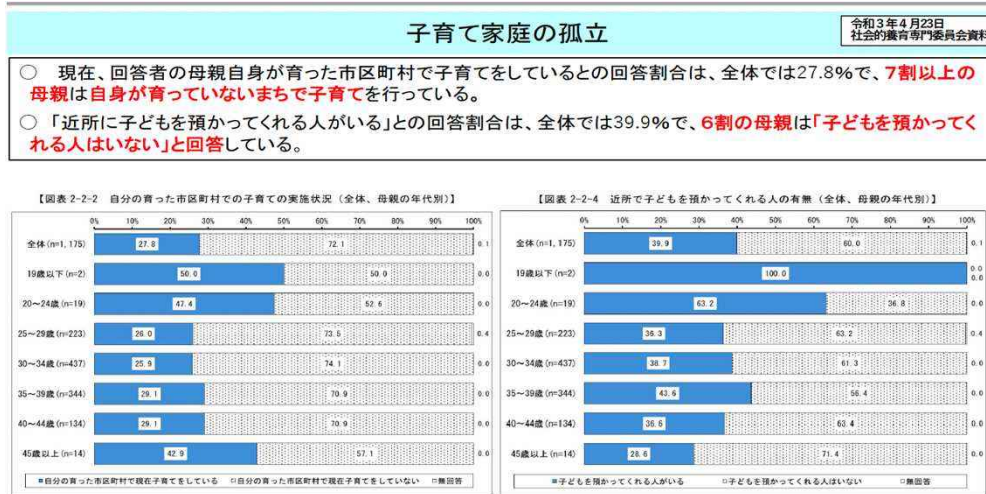


堀 科 HORI Shina

東京家政大学 児童学部児童学科 准教授

# 【論点1】 こども誰でも通園制度（仮称）の制度について

## ➤ 本制度の意義 その1 子ども・子育て家庭にとって



※ NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」（2017年）  
（全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体（計240団体）の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に1拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの（有効回答数1136人））

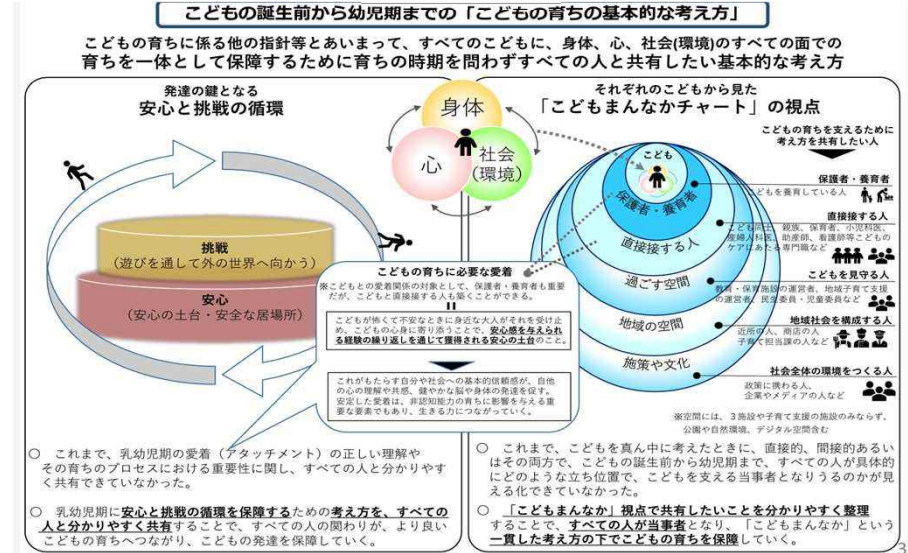
厚生労働省「地域における保育所・保育士等のあり方に関する検討会」第1回資料より2021年  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/newpage\\_00030.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/newpage_00030.html)

### ➤ 子育ての孤立化の現状

- ・ 子育て家庭の7割がゆかりのない場所で子育てをしている。
- ・ 核家族化による子育てのロールモデルの不在による子どもの対応への不安。

### ➤ 子育て家庭側からの意義

- ・ 各地域には子どもの生育環境として適した保育の場があり、地域資源として豊かな保育環境がある。
- ・ レスパイト利用としての目的のみならず、専門家である保育者の対応から子育てを学び、子育てのエンパワメントに繋がる。



こども家庭庁「幼児期までのこどもの育ち部会」第1回資料より2023年

### ➤ 子どもの側からの意義

- ・ 子どもの育ちに適した人的・物的・空間的保育環境により、豊かな経験が保障される。
- ・ 身近な保護者以外に、愛情深く丁寧で適切な対応ができる専門家としての保育者にかかわる経験が得られ、人への信頼感や社会性の獲得に広がり期待できる。
- ・ 近い年齢の子ども同士の関わりにより、ものや人への興味が広がる。

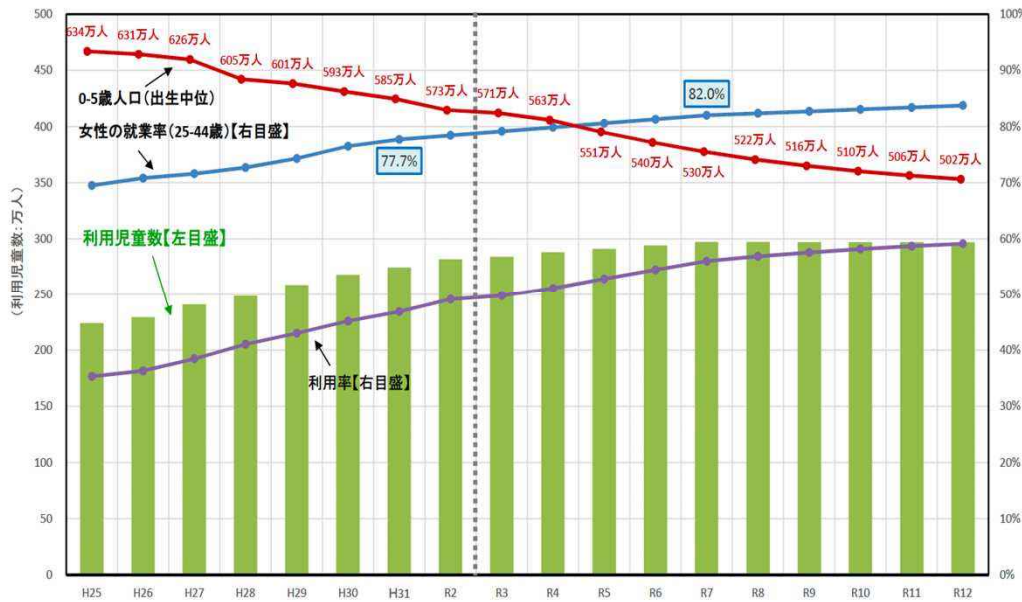
# 【論点1】 こども誰でも通園制度（仮称）の制度について

## ➤ 本制度の意義 その2 保育実践・地域にとって



### 保育所の利用児童数の今後の見込み

○保育所の利用児童数のピークは令和7年となる見込み。



上図の利用児童数は、0～5歳人口を基に、女性の就業率（令和7年：82%、2040年：87.2%）及びそれに伴う保育所等の利用率の上昇を踏まえて機械的に算定したものである。  
 ※1 0～5歳人口については、子どもの推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）による。  
 ※2 女性の就業率については、令和7年に82%との目標（第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略）に対応するとともに、労働政策研究・研修機構「労働力需給推計」（平成31年3月29日、経済成長と労働参加が進むケース）において、2040年で87.2%まで伸びると推計されていることを踏まえて設定。  
 ※3 保育所等の利用率については、女性の就業率の上昇に対応するものとして算定。

### ➤ 人口減少時代の到来 保育の発想の転換

- ・ 少子化が急速に進んでいるが、保育のニーズはこれからも期待されるものの、地域によっては保育の場の統廃合が始まっている。  
出生数2015年100万5677人  
→2022年度77万747人 約20万人減
- ・ 地域の財産としての保育の場の維持につながる。
- ・ 自治体にとっては、子育て支援の取り組みこそが地域再生の契機となり得る。
- ・ 従来、保育の場の多くが利用者みみのクローズドの施設であったが、さまざまな保育の場が地域の子育てのセンターとして、より一層、地域の子育て家庭の拠り所となり、子育てを支える中心機関となることで、保育者の社会的地位の向上に繋がる。
- ・ 従来の保育の捉え方からの転換期とも言える。

厚生労働省「地域における保育所・保育士等のあり方に関する検討会」第1回資料より2021年  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/newpage\\_00030.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/newpage_00030.html)

## 【論点2】 「こども誰でも通園制度」（仮称）の 試行的事業実施上の留意点

### ◆留意点その1 従来の保育における大きな転換点であることを踏まえ、 できるだけ「緩やかな」移行を

本制度がモデル事業のみならず全施設に拡大されることにより、特にこれまで子育て支援施設の併設や一時保育実施等の素地のない保育現場の先生方にとっては、従来の保育との発想の転換が迫られ、負担や混乱が生じることが予測される。保育の場の揺らぎは、何より子どもに不利益が生じることが懸念される。以上のことから、特に試行期間においては緩やかな移行を目指し、下記の対応が望ましいと考える。

#### ①利用制限について

月10時間とする現案をもとに本格実施に向けて検証を重ねた上で、今後のより適した制度づくりを目指すことが望ましい（地域差、利用希望が殺到した文京区の例、多くの子育て家庭に行き渡るため等）。

#### ②対象児について

乳児期の発育や保健的な対応、また子どもの受け入れに際して、ふさわしい環境整備の観点から、生後6ヶ月からとする現案をもとに、本格実施に向けて検証を重ねた上で今後のより適した制度づくりを目指すことが望ましい。

#### ③「慣らし」保育・親子通園の実施

環境への適応ならびに子どもと家庭が慣れていく、保育者も保護者の対応や家庭の様子がわかることを踏まえると、親子で共に通う機会を持つことが望ましい。



## 留意点その2 本制度の位置付けは保育の場であることを踏まえ、保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領認定こども園要領の乳児保育の理念ならびに養護と教育の一体を基本にした保育実践を目指す

### ① 現行 乳児保育との相違点

本制度の対象となる家庭は、現行保育の3つの認定に加え、第4の枠組みとなる。従来、3歳未満児（3号認定）の保育実践は、長時間（保育標準時間8時間）保育が基本となっていたが、本制度の対象児は**短時間保育**となり、従来とは留意点が異なる。

・子どもにとっては日常とは異なる場所であり、信頼できる大人のもとで「心地よく・楽しく・安心できる場所」であること。

・保育の場であることを念頭に、教育的な内容に偏ることや一方、放任されることなく、過ごせる工夫が必要。

・短時間に特化した経験の保障や計画の新たな策定が求められる。

・子どもだけでなく、保護者への対応も含め、これまで以上に丸ごと家庭として受け入れ、応じていくことが求められる。

### ② 乳児保育の基本 共通すること

・個々に応じたデイリープログラムの作成など、保護者との密な連携を重視した体制づくり。

・子どもにとって、この時期に応じた安心できる、安全に留意された環境を用意する。

・人への信頼感の基盤となる愛着（アタッチメント）形成の上で、極めて重要な時期であり、特定の保育者との関わりを重視する。また、信頼できる多くの大人に出会うことで、子どもの社会性を育む。

・非認知能力の育ちを踏まえ、保育の場における子ども同士の関わりを大切にす。

・発達の共通性はあるものの、個人差の大きな時期であり、子ども一人ひとりの育ちのペースがあることを踏まえ、発達の順序性を見極めた援助が求められる。

【論点2】 「こども誰でも通園制度」（仮称）の**試行的事業**実施上の留意点



留意点その2 本制度の位置付けは保育の場であることを踏まえ、保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領認定こども園要領の乳児保育の理念ならびに養護と教育の一体を基本にした保育実践を目指す

③各月齢・年齢、個人差に応じた配慮

年齢等	注意すべき点と配慮点
0 歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境の変化によるストレス等に起因するSIDS（乳幼児突然死症候群）の予防</li> <li>・午睡時や食事時の誤飲などによる窒息事故への注意</li> <li>・6ヶ月以降は母親の免疫がなくなり、感染症への罹患率が高まることから、多くの子どもたちが生活する中での対策</li> <li>・特定の保育者との安心できる関係づくりを重視した体制</li> <li>・月齢に即し、個人差に応じた離乳食の提供・アレルギーへの対応</li> <li>・手指の発達に適した玩具の用意</li> <li>・子どもからの発声や喃語などの発語に対する対応</li> <li>・身体的欲求に応じた受容的・応答的な対応</li> <li>・生理的欲求に応じた受容的・応答的な対応</li> <li>・午睡や授乳、排泄を含めた生活リズムの把握と対応</li> <li>・抱っこを含めたスキンシップの重要性</li> </ul>
1 歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・睡眠中の窒息事故などを含むSIDSの予防</li> <li>・危険認知能力などの未熟さによる転倒事故などへの注意</li> <li>・食事の好みや偏りなどへの対応</li> <li>・模倣などを通し、他児の関心の芽生えと仲立ち</li> <li>・午睡、食事、清潔、トイレトレーニングなどの生活習慣における家庭との連携と対応</li> <li>・見通しを持つことの難しさや自我の芽生えや自己主張に対する柔軟な対応</li> <li>・かみつきの子ども同士のいざこざへの対応</li> <li>・周囲の環境への気づき・探索を通した主体的な遊びの経験</li> <li>・玩具や絵本などとの出会い</li> </ul>
2 歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己主張に対する柔軟な対応</li> <li>・食事の好みや偏りなどへの対応</li> <li>・子ども同士の関わりの育ち</li> <li>・遊びの好みや傾向への環境的配慮</li> <li>・行動範囲の拡大や危険認知能力などの未熟さによる事故への注意</li> <li>・かみつきの子ども同士のいざこざへの対応</li> <li>・午睡、食事、清潔、トイレトレーニングなどの生活習慣における家庭との連携と対応</li> <li>・心身の発達の把握と対応</li> <li>・ごっこやみたて遊びの広がりや物的環境への配慮</li> </ul>



## 留意点その2 本制度の位置付けは保育の場であることを踏まえ、保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領認定こども園要領の乳児保育の理念ならびに養護と教育の一体を基本にした保育実践を目指す

### ④保育者の専門性 保育者の配置や対応など

○保育士の専門性について:前述の①から③を踏まえ、本制度における保育者の専門性については次のような要素が考えられる。

- ・乳児期、幼児期前期の子どもの育ちを理解し、子どもを主体として、また柔軟に対応し得る。
- ・乳児期、幼児期前期の子どもとその保護者を含めた家庭丸ごとの支援に対応し得る。
- ・保育の活動によっては、長時間保育利用（3号認定）の子どもたちと共に過ごし、子ども同士を繋ぐ。

○保育士の配置について:上記の資質を兼ね備えていることを考えると、保育士として勤務経験があることが望ましい。

- ・クラス横断的な対応は難しく、園に本制度専任（常勤・非常勤などを問わず）の配置が望ましい。
- ・非常勤等職員の場合、有資格者であること、難しい場合には、本制度従事者向けの子育て支援等の研修を行うなど、専門的な知識や技能を有することが望ましい。潜在保育士などによる時短勤務なども期待したい。
- ・短時間利用の子どもの配置基準によらない対応（移行期は一対一対応など）、急の予定変更等が生じた場合など、柔軟に対応し得る余裕をもった職員配置が認められることを期待したい。



留意点その3 利用形態については、自治体の属する定期利用を基本にすることが望ましいと考える一方、園選択の自由度や越境利用のニーズを考えると、自治体や園の状況に応じて自由利用も選択できると良い。

### ①定期利用

利点：子ども・家庭にとっては馴染みある人的・物的環境のもとで継続的に過ごすことができるため、情報を一元化し、実態把握するためにも登録制の定期利用が望ましい。保育者にとっても継続的な援助が可能になる。

### ②自由利用

利点：越境入園の制度を援用することを前提に、他市区町村の近隣園への利用、また里帰り出産や一時帰国家庭など日常生活の拠点が現住所にない場合などは、柔軟に受け入れることができるのではないか。



## 【論点4】 その他



### ➤ 障がいのある子どもへの対応について

- ・障がい児とその家庭への支援は、本制度の目的とも合致しており、是非とも検討を進めたい。
- ・一方、時に療育を伴う保育の実践には、関係機関との連携や保育者の専門性が特に求められ、慎重に環境整備を進めること、また保育の場に応じて検討していくことが必要だと考える。
- ・現在、制度づくりが進められている児童発達支援センターならびに巡回指導員等との連携についても、長時間保育利用の子どもと同様に受けられるような体制づくりが必要だと考える。
- ・子どもの発達に対する保護者の不安への対応については、適宜、関係機関を紹介したり、カウンセラーなどの配置を通して、保育者のみで応じることがないような仕組みづくりも検討が必要だと思われる。

### ➤ 新たな給付制度について

- ・本制度に特化した、新たな給付制度が設けられるとのことであり、保育の幅が広がる一助となることは期待したい。
- ・一方、現行給付制度の仕組みも大変複雑な作りになっており、家庭の状況によって不安定な計画となり得る本制度の性格上、多少の余裕を持った配置でも認めていただけるようなわかりやすい制度設計を望む。